防装庁（事）第３号
３１．　１．　９
一部改正　防装庁（事）第１２１号
３１．　３．２９
一部改正　防装庁（事）第２２３号
令和５年６月２９日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
（公印省略）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）

標記について、秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）の規定によるもののほか、下記のとおり定められ、平成３１年４月１日から適用することとされたので通達する。

なお、情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（防管装第６１８６号。１３．８．１０）は平成３１年３月３１日をもって廃止する。

記

１　趣旨

この通達は、防衛省が行う情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクに対応するため、必要な措置を定めるものである。

２　用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　情報システム　防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）第２条第２号に規定する情報システム（次に掲げるものを除く。）をいう。

ア　火器管制装置等に用いられる装備品及びその支援用器材に組み入れられる情報システム

イ　機器の数値制御を行う目的で装備品に組み込まれている情報システム

ウ　装備品の研究開発のための試作品及び装備品の研究開発のため試験的に使用される器材に組み入れられる情報システム

(2)　サプライチェーン・リスク　情報システムに関する調達に際し、当該情報システム及びその構成品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。

(3)　契約担当官等　防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第２条に規定する契約担当官等をいう。

(4)　大臣官房等　装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第２条第１号に規定する大臣官房等をいう。

(5)　大臣官房長等　装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第２条第２号に規定する大臣官房長等をいう。

(6)　仕様書　装備品等の標準化に関する訓令（昭和４３年防衛庁訓令第３３号）第３条第４号に規定する仕様書（役務契約にあっては、役務の内容を示す文書。）をいう。

３　特約条項の整備

契約担当官等は、情報システムに関する契約について、外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書（２０１６年１０月２５日。内閣サイバーセキュリティセンター）の仕様書記載例を基に、次の各号に掲げる事項について、情報システムに関する調達に係る契約相手方及び再委託先（再委託先がさらに委託を行う場合等を含む。以下同じ。）に義務付けるための特約条項（以下単に「特約条項」という。）を定めるものとする。

なお、契約担当官等が定める特約条項のうち基本となる特約条項については、防衛装備庁長官が別に定めるものとする。

(1)　契約相手方又はその従業員、再委託先若しくはその他の者により発注者が意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、契約担当官等に届け出ること。

(2)　契約相手方及び再委託先の資本関係、役員等に関する情報を契約担当官等に届け出ること。

(3)　契約担当官等が契約相手方及び再委託先に対して行うサプライチェーン・リスクに係る監査を受け入れること。
(4)　情報システムを構成する機器等は、契約担当官等が示す基準に従って調達すること。
(5)　受注業務を第三者に再委託する場合には、再委託先に対し、契約担当官等が契約相手方に求める管理体制と同等基準の体制の整備を義務付けること。
(6)　その他特約条項に関し防衛装備庁長官が必要と認めること。

4　仕様書への記載
大臣官房長等及び防衛装備庁長官（大臣官房等及び防衛装備庁の物品管理官を含む。）は、情報システムの全部又は一部を設計、構築、製造、運用、保守又は廃棄（賃貸借を含む。）に係る調達要求を行う場合、仕様書において特約条項の適用を要求するものとする。

5　特約条項の適用
契約担当官等は、前項の調達要求を受けた場合、特約条項を適用して契約するものとする。

6　情報システムに関する調達以外への準用
前２項の規定は、契約に係る有体物又は電子計算機情報に対して不正なプログラム又はソースコードを埋め込むこと（不正なプログラム又はソースコードを埋め込むことが可能な電子部品、機器等を組み込むことを含む。）が可能な調達に係る契約に準用することができる。

7　協力
大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のため相互に緊密に連携し協力するものとする。

8　その他
本通達の実施に関し必要な細部事項は、防衛装備庁長官が別に定めるものとする。

附　則
この通達による廃止前の情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（防管装第６１８６号。１３．８．１０）第１項の規定により定められた届出に関する特約条項は、当該特約条項に係る契約が満了するまでの間は、なお、その効力を有するものとする。